

Do  Front



Do a Front

Do A Front 会則

作成日 2012年 4月 1日

# Do A Front 会則

## 【名称】

第1条 この会は、「Do A Front」と称する。

## 【事務所】

第2条 この会の事務所は、山口市におく。

## 【目的】

第3条 この会は、山口県山口市を拠点に活動する。衰退する伝統芸能や、空き家などの地域文化資源を、美術領域にて再活用することを企画している。また、町の空洞化や高齢化等の様々な社会問題においても、美術領域にて新たな提案及び寄与することを目的とし、新たな文化・芸術を創造する機会を作る。文化芸術活動を通して、市民の自主的な活動、創造的な文化・芸術活動の推進を図り、市民の文化振興に対する意識の高揚及び世代間交流を促進する。

## 【事業】

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の地域交流文化支援事業を行う。

- (1) 伝統文化交流事業：衰退する伝統芸能の交流事業
- (2) 芸術家招聘交流事業：世界的に活躍する芸術家と山口の芸術家の交流
- (3) 教育普及促進事業：芸術教育、ワークショップ、講演会等
- (4) 情報発信事業：フリーペーパーの作成：
- (5) 鑑賞型事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 【会員】

第5条 この会の趣旨に賛同し、会の運営に協力できるものを会員とする。

## 【任期】

第6条 役員任期は年一回の総会の承認を基に2年とし、再任させることができる。

## 【役員】

第7条 この会の運営のため、会代表1名と幹事3名と相談役1名、その他会員で構成する。

代 表 1名

幹 事 3名

相 談 役 1名

## 【会議】

第8条 会議は代表が召集し、代表が議長となる。

2 代表者は必要があると認めるときは、会員以外のものの出席をもとめることができる。

## 【事務局】

第9条 この会の庶務を処理するために、会員が分担して庶務を行う。

## 【会計】

第10条 この会の経費は、会員会費、賛助会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 この会の決算は、幹事の監査を受けた後、総会の承認を受けなければならない。

3 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 会費について

24年度会費	入会金	1,000円	一般年会費	1,000円	学生年会費	無料
	賛助会員会費		3,000円			

5 総会でその年度の会費を承認する。変更がある場合前年度までの会費の返金はしない。

※学生及び未成年は、入会金無料とする。

### 【入会・脱会・統制】

第11条 会員の資格は、加入申込書を会に提出し、受理されたときから始まる。会員は会費を納入しなければならない。

2 会員の資格は、次の場合喪失する。

一 身上の事由により会に届け出た場合。

3 会員が、会の目的に反する行動をなしたとき、もしくは会の利益を害し、または統制を乱したときは、除名することができる。

### 【その他】

第12条 この会則のほか、必要な事項は、全体会議で協議のうえ決定する。

## 附 則

1 この会則は平成24年4月1日から施行する。

2 この会は平成19年7月に山口市堂の前町で開催された「Trad Touch!!!」の企画に賛同し、当時の実行委員のメンバーを中心に構成されている。